

## 令和6年第2回大分市教育委員会会議録

1 日時 令和6年2月21日(水) 午後3時02分から午後4時55分まで

2 場所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室

3 出席者 教育長 佐藤 光好  
一番委員 岡田 史絵  
二番委員 廣津留すみれ  
三番委員 古城 一  
四番委員 上杉 美穂子  
五番委員 古城 和敬

\*二番委員は、インターネットを利用した方法による出席

4 出席事務局職員

教育部長	高田 隆秀
教育部教育監	野田 秀一
教育部次長	永田 浩貴
教育部次長兼学校施設課長	佐藤 祐一
大分市美術館副館長兼美術振興課長	水田 美幸
教育総務課長	安東 英児
学校教育課長	江隈 英明
体育保健課長	三島 浩昭
人権・同和教育課長	高橋 秀徳
社会教育課長	足立 美乃里
文化財課長	安東 孝浩
大分市教育センター所長	小池 桂子
教育総務課参事	額賀 寛

5 書記

教育総務課参事補 石川 仁美 教育総務課主幹 小田部 晶子  
教育総務課主査 園田 哲也

6 傍聴人 2名

7 議題

(1) 議案

(教議第6号) 令和5年度3月補正予算について

(教議第7号) 令和6年度当初予算について

(教議第8号) 大分市奨学資金に関する条例の一部改正について

(教議第9号) 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する



トを利用した方法による会議の参加を認めています。

教育長

それでは、会議に先立ち署名委員を一番委員、五番委員にお願いします。

教育長

それでは、ただいまより議案審議に入りますが、教議第6号「令和5年度3月補正予算について」から教議第15号「公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について」までにつきましては、本委員会の意思形成過程の段階にある案件であり、現時点で外部に公表しますと誤解を招く恐れがあること、教議第16号「令和5年度未来自分創造資金奨学生の決定について」につきましては、個人情報保護に関する案件であること、教議第17号「大分市公民館長の任命について」につきましては、人事に関する案件であることから、審議を秘密会とすることを発議いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員

(挙手)

教育長

全委員賛成と認め、教議第6号から教議第17号までの12議案の議案審議は秘密会とします。

残りの議案審議及び報告ののち、秘密会の議案審議を行うことといたしますが、よろしいでしょうか。

全委員

(了承)

教育長

それでは、教議第18号「大分市学校支援センター管理規則及び大分市学校主事業務支援室管理規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長

教議第18号「大分市学校支援センター管理規則及び大分市学校主事業務支援室管理規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、大在東小学校の設置に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

現在、学校事務職員業務につきましては、市内5エリアにそれぞれ学校支援センターを設置し、エリア内の学校に所属する学校事務職員に対して業務指導及び支援を実施しており、今回、大分東部学校支援





現在、安藤宏子氏の指導を受けながら、鎌田和子氏が代表を務める豊後遊草会が大分市で技術の継承と普及の活動を行っており、同会は、一度廃絶した豊後絞りを復活させるとともに、さまざまな絞り技法を習得して作品を制作し、豊後絞りの技法は、豊後遊草会の会員に継承しております。このような伝統技法の復活と継承、普及は、地域文化の再評価にもつながると考えられ、大分市の登録無形文化財として登録することが相当であるとの評価をいただいたものでございます。

次に「萩原天神社夏季祭礼の人形行事」についてご説明いたします。

萩原天神社の夏季祭礼は毎年8月下旬の土曜日に開催される伝統行事で、境内の造り物小屋には人形が飾られ、神輿巡幸では太鼓山車や人形山車の9基の山車が随行いたします。

萩原天神社の人形行事につきましては、宝暦3年（1753）に、府内藩へ造り物を用いた祭礼行事の開始を届け出た記録が残っており、当初は造り物小屋における人形披露だったものが、明治4年（1871）より人形山車を出すようになりました。一時期は各町併せて、約30基の山車を保有しておりましたが、区画整理の影響から活動が一時休止となり、昭和50年頃に萩原三社宮総代会が中心となって山車巡行が復活しております。

萩原天神社の人形行事は、文化財の伝承と活用の良い手本となり得るものと考えられますことから、大分市登録無形民俗文化財として登録することが相当であるとの評価をいただいたものでございます。

最後に、「友永家所蔵一文人形資料」についてご説明いたします。

本資料は、浜の市の名物であり、大分市を代表する郷土玩具である「一文人形」の土型33点と首人形11点からなるもので、江戸時代から戦後まで生石に居住していた友永家が所蔵し、現在は大分市歴史資料館に寄託されております。

一文人形は、その製作・販売が大正末期に一旦途絶え、現在のものは昭和39年（1964）に復活したものでございます。本資料は明治時

代後半から大正時代にかけて製作されたものと考えられ、土型が含まれている首人形製作用資料として極めて貴重なコレクションであり、大分市の登録有形民俗文化財として登録することが相当であるとの評価をいただいたものでございます。

以上3件につきまして、本委員会でご決定をいただき、ご決定の上は、本日、告示を行いたいと考えております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

教育長

一文人形の一文は値段の意味なのでしょうか。

文化財課長

値段の一文であり、子どもの玩具でございます。首人形に棒を差し、折り紙の着物等を着せて遊ぶような使われ方をしていたようです。

教育長

子どもでも買うことができるような値段だったのですね。

文化財課長

はい。なお、現在でも、毎年浜の市のお祭りでは、一文人形をデザインした飾り物が展示されております。

教育長

他にご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第20号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教議第21号「コモンスペース及び実技室の管理に関する規則の制定について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

副館長兼

美術振興課長

教議第21号「コモンスペース及び実技室の管理に関する規則の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、令和5年12月に制定した「大分市荷揚複合公共施設条例」に掲げるコモンスペース及び実技室の管理に関し、使用許可の申請、使用料の減免など、その他必要な事項を規定しようとするものでございます。

本規則に規定するもののうち、「使用許可の申請」につきまして、受付期間は使用しようとする日の属する月の6か月前から当該日の7日前までとしており、「連続使用の制限」につきまして、展覧会などでの使用が想定されるコモンスペースは15日、実技室は3日としております。

また、「開館時間」につきましては、午前9時から午後9時までとし、「休館日」につきましては、12月29日から翌年の1月3日までとしております。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和6年4月1日から施行しようとするものでございますが、準備行為として、実技室につきましては、令和6年3月1日から、使用許可の申請の受付を開始する予定としております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第21号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは、報告事項の説明をお願いします。

学校教育課長

報告事項1点目「大分市返還免除型奨学資金制度について」ご報告申し上げます。

本件につきましては、令和5年第12回定例の本委員会におきまして、12月18日に大分市奨学資金検討委員会から教育長に提出された「中間報告書」をもとに、本市教育委員会の新たな奨学資金制度の素案を作成した後、12月末から1か月間パブリックコメントを実施することについてご報告いたしました。

本日は、その後の経過と今後の予定についてご説明申し上げます。

令和5年12月25日から令和6年1月24日までの間、大分市返還免除型奨学資金制度(素案)についてのパブリックコメントを実施

したところ、9人の方から延べ14件のご意見をいただきました。

主な内容といたしましては、募集人数の拡大を求める意見、制度の周知に対する要望、返還免除要件や返還免除期間に対する意見、大分市に還元できることや若者の確保、人材育成につながることなど制度の趣旨に賛成との意見などございました。

この結果を経て、2月1日の第7回奨学資金検討委員会におきまして「大分市奨学資金制度検討委員会最終報告書」がまとめられ、2月2日に、検討委員会委員長の大分大学長谷川教授から佐藤教育長に最終報告書が提出されました。

別冊「大分市奨学資金制度検討委員会 最終報告書」の14ページをご覧ください。

市民の意見が肯定的であったことを受けて、前回の「中間報告書」から内容はほぼ変わらないものとなっておりますことから、変更部分のみご説明申し上げます。

⑤選考方法の3行目「なお、大分市内の高等学校等に在籍している生徒については、」以降の部分につきまして、具体的でわかりやすい表現にするため「各高等学校等が学業成績や人物概評等を基に書類審査や面接等を行い、原則1名を大分市に推薦した後、大分市が面接等を行い、奨学生を決定する方法」という表現に変更しております。その他、中間報告書の内容からの変更はございません。

今後につきましては、本最終報告書の内容を基に「大分市返還免除型奨学資金制度」の創設を進め、条例改正案を令和6年第1回市議会定例会に提出いたしたいと考えております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

次長兼

報告事項2点目「公有財産有効活用の方針決定について」ご報告申し上げます。

学校施設課長

今年度末をもって廃園となる幼稚園につきまして、活用方針が決定

いたしましたのでご報告いたします。

別保幼稚園につきましては、別保小学校の学校教育活動に使用するため、園舎の解体を行い、学校用地として活用することとされました。

桃園幼稚園につきましては、現在、桃園小学校の児童育成クラブが小学校校舎内の教室を利用し、運営を行っておりますが、今後利用児童数の増加が見込まれることから、桃園幼稚園を子育て支援課が所管し、児童育成クラブ室として活用することとされました。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

次長兼

報告事項3点目「大在東小学校の内覧会について」ご報告申し上げます。

学校施設課長

まず、市民内覧会につきましては、令和6年4月の大在東小学校開校に先立ち、保護者や大在地区をはじめとする市民の方々を対象に、令和6年3月16日土曜日の午前9時から12時まで、校内を見学していただきます。

次に、開校式につきましては、大在東小学校の開校を記念した式典を、令和6年4月19日金曜日に予定しており、委員の皆様にもご出席いただきたく、次回の教育委員会にて詳細をご説明申し上げます。

なお、市民内覧会に先駆けて、委員の皆様には、令和6年2月27日(火)14時から1時間程度の視察を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

体育保健課長

報告事項4点目「大分市立中学校部活動地域移行検討委員会について」ご報告申し上げます。

本検討委員会につきましては、第1回を10月、第2回を11月、第3回を2月に開催し、本市における休日の部活動の地域移行の方策等につきまして審議を進めているところでございます。

本資料は、第3回検討委員会にて提示いたしました「部活動地域移行に係るアンケート」結果の概要版でございます。

まず、本アンケートの目的、調査期間及び回答方法、アンケートの対象につきましては記載のとおりでございます。

次に、アンケート結果でございますが、児童に対するアンケートによると、1週間の活動回数につきましては、休日の活動を休みとする回答が72.7%となっており、やさしい指導、活動時間が程よい、勝ち負けにこだわらないなど気軽に取り組める活動を希望している児童が多い結果となっております。

児童の保護者に対するアンケートによると、部活動の1週間の活動につきましては、休日の活動を休みとすることを妥当とする回答が48.9%、休日の地域クラブ活動の費用につきまして、5,000円未満とする回答が90.8%となっております。

生徒に対するアンケートによると、1週間の活動回数につきましては、休日の活動を休みとする回答が43.8%（運動部38.2%、文化部65.9%）となっており、活動の条件につきましては、児童の回答と同様に、活動時間が程よいことと、優しく丁寧な指導を希望している生徒が多い結果となっております。

生徒の保護者に対するアンケートによると、1週間の活動回数につきましては、平日に3～4日及び休日も1日活動するという現状と同様の頻度を妥当とする回答が50.6%、休日を休みとする回答が37.2%となっております。また、部活動を地域へ移行した場合、休日の地域クラブ活動の費用につきましては、5,000円未満との回答が97.2%となっております。

中学校教員に対するアンケートによると、休日の部活動において地域の指導者として指導することにつきましては、73.2%が希望しておらず、また、休日の部活動が合同部活動等になった場合の指導につ

きましても、78.4%が指導を希望しないとしております。

次に、中核市の部活動地域移行の状況でございますが、休日の部活動の地域移行の目途につきましては、未定と回答した都市が多く、今後検討委員会等で決定予定である、移行できる競技や団体から順次進めていく予定であるとの回答が多くなっております。

また、部活動の地域移行に関して、受け皿となる団体等の予定につきましては、指導者を派遣することを第一に検討している都市が多いですが、39都市が、市の推進計画を策定する中で検討していく予定であること、モデル事業や検討協議会等で協議を重ね、決定していく予定であることとしております。

以上のアンケート結果及び中核市の状況調査を踏まえ、移行の方策等について、引き続き検討してまいります。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

教育長

県内はもちろん全国的にも難しい取組であり、現時点で、休日の部活動の地域移行の目途については未定であると回答した自治体が多くありました。

委員

調査によると、令和7年度末を目途としている都市が11都市もあるということで驚いているのですが、その中には九州内の都市も含まれているのでしょうか。

体育保健課長

含まれております。都市名は、旭川市、宇都宮市、高崎市、柏市、長野市、岐阜市、豊橋市、西宮市、奈良市、鳥取市、鹿児島市でございますが、数としては少ないと思っております。なお、本市は令和12年度末を目途としているところでございます。

委員

令和7年度を目途としている都市の方向が出れば、ぜひ参考にしていただきたいです。

体育保健課長

わかりました。

教育長

各都市で状況が異なっている中、実業団のチームが指導者を派遣できるような都市では移行が早く進んでいたりするようですが、いかがでしょうか。

体育保健課長

そのような意味では、都市圏では取組が早く進んでいたり、また、学校数が少ない小規模の都市では方針が決めやすかったりしているようです。逆に、地方の中核市では、指導者、学校数、部活動の種目等がうまく合わないなど難しい状況がございます。そこで、本市においては1つではなく複数の方策を使って取り組んでまいりたいと考えております。

委員

小学生が質問紙に回答する場合、部活動や指導者についてイメージしながら回答することになると思いますが、事前にどのような説明をしているのでしょうか。

体育保健課長

中学生以上のきょうだいがいる小学生以外は、なかなかイメージがわきづらいと思いますが、特に説明は行っておりません。スポーツ少年団などに加入している小学生については、その指導者などをイメージしていると思います。

委員

質問項目ごとの回答はわかりましたが、クロス集計を行い、どんなイメージを持った子どもがどう答えているか、もう少し細かく分析した方がよいと思います。

体育保健課長

わかりました。

教育長

他にご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

社会教育課長

報告事項5点目「植田公民館施設整備事業について」ご報告申し上げます。

本事業につきましては、今年度実施しております改修設計が今月をもって完了予定でございますことから、主な改修内容等についてご報告申し上げます。

「1事業の目的」につきましては、築40年以上経過する植田公民館について大規模改修を行い、施設の長寿命化及び利便性向上を図るものとしております。

「2スケジュール及び事業費」につきましては、令和5年度に改修設計、令和6年度から7年度にかけて改修工事を行う予定としており

ます。

なお、改修工事期間中は休館とし、会議室等の貸出は行わず、公民館主催の講座を植田市民行政センターの会議室等で実施いたします。

また、事業費につきましては、総事業費約8億円となっております。

「3施設概要」につきましては、記載の通りでございます。

「4地区からの要望」につきましては、「エレベーターの設置」ほか4つが挙げられております。

「5主な改修内容」につきまして、図面は改修後の1階平面図となっており、地区からの要望としていただいた項目につきましては、赤丸の箇所に反映しております。また、その他改修内容といたしましては、左の四角枠に記載してありますように、外壁改修、建具改修、床・壁・天井といった内部改修、照明設備改修、空調設備改修等を予定しております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

副館長

報告事項6点目「令和5年度大分市美術館美術品収集及び令和6年度特別展(案)について」ご報告申し上げます。

美術振興課長

まず、令和5年度美術品収集につきましては、4つの収集方針に基づき、2点を購入し、12点を寄贈・移管により収集いたしました。収集作品のジャンル別内訳は下段の表のとおりであり、この結果、今年度末での収集作品は、3,341点となる予定となりました。

購入の2点につきまして、リストNo.1は、福田平八郎が写真から独自の作風への過渡期における貴重な作品、No.2は、大分市出身の国際的な洋画家、佐藤敬が、戦後、パリで「自然主義的抽象」と呼ばれる独自の画風を確立する直前に描かれた作品であり、購入総額は、555万円となる予定でございます。

寄贈作品につきまして、No.1～5は、日本芸術院会員、文化功労者

であった郷倉和子が九州の寺を取材して描いた連作、No.6～8は大分出身の日本画家、今井文二の作品、No.9は、福田平八郎が六潮会で活動した頃の特徴を示す作品、No.10は朝倉文夫の大正期を代表する作品であり、寄贈は計10点となります。移管作品につきまして、日名子実三、朝倉文夫の作品各1点を管財課から移管いたしました。

なお、3ページに作品の図版を掲載しております。

次に令和6年度特別展（案）につきまして、来年度は、8件の特別展を計画しており、展覧会名、会期、内容などは資料のとおりでございます。

春の「ロートレック展」では、「ベル・エポック（美しき善き時代）」と呼ばれた、19世紀末から20世紀初頭のパリで活躍した画家たちの活動を絵画や版画300点を超える作品で紹介いたします。夏の「佐藤健寿展」では、佐藤が世界120か国以上をめぐり各地のあらゆる「奇妙なもの」を対象に撮影を続けてきた写真、200点余りにより、人類の生み出した魔訶不思議な文化や文明、自然が生んだ奇景などを紹介いたします。秋の「小野竹喬展」では、福田平八郎と親交のあった竹喬の初期から晩年までの全画業を紹介いたします。年明けの「オレクトロニカ展」では、大分の若手アーティストである加藤亮と児玉順平による美術ユニット・オレクトロニカの制作活動を紹介いたします。

来年度も幅広く、多くの方に楽しんでいただける展覧会を計画しておりますので、ぜひ、美術館へお越しいただきたいと存じます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

（なしとの声）

教育長

それでは次に、教議第6号「令和5年度3月補正予算について」を議題といたします。

なお、これより秘密会の審議となります。

傍聴の方は退席してください。

教育総務課長

議案説明の前に議案書をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。

教育長

どうぞ。

教育長

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長

教議第6号「令和5年度3月補正予算について」ご説明申し上げます。

教育費の補正前の額は、217億613万1千円でございますが、今回の補正額は、11億3,400万円の増で、補正後の額は、228億4,013万1千円でございます。

このうち、教育委員会所管分の補正額につきましては、右側の表のとおり、11億3,400万円の増で、補正後の額は、209億659万1千円でございます。

それでは補正予算の概要についてご説明いたします。

10款2項小学校費の1目学校管理費の1番の小学校施設整備保全事業及び3項中学校費の1目学校管理費の1番の中学校施設整備保全事業につきましては、国の補正予算における国庫補助内示に伴う事業費を追加計上するもので、老朽化した学校施設の長寿命化改修やトイレの改修などに係る経費を計上するものでございます。その内訳としましては、戸次小学校、田尻小学校、大在小学校の体育館の長寿命化改修工事、大東中学校のエレベーター設置工事及び東大分小学校、戸次中学校のトイレ改修工事に係る経費を計上するものでございます。

なお、下表にありますように、これら補正予算については、繰越明許費の補正を併せて行い、令和6年度に予算を繰り越し、事業を実施しようとするものでございます。

次に、債務負担行為の廃止についてであります。

令和5年6月補正予算において設定した「新たな知の拠点整備基本計画策定業務委託料」に係る債務負担行為について、磯崎新氏の逝去に伴い、磯崎新関係資料の収蔵、展示計画の見直しが必要となり、関係者との協議も含め相応の期間を要することから廃止するものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和6年第1回市議会定例会にて、審議・決定をいただこうとす

るものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教議第7号「令和6年度当初予算について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長

教議第7号「令和6年度当初予算について」ご説明申し上げます。

本案は、教育委員会所管分の令和6年度当初予算について、令和6年第1回市議会定例会へ提出するに当たり、本委員会のご決定をいただこうとするものでございます。

はじめに、10款教育費についてご説明いたします。

令和6年度の教育費の予算額は、195億1,716万9千円で、前年度予算に比べ、8億6,021万円の減額となっております。

このうち、子どもすこやか部所管の幼稚園費等及び市民部所管の公民館費を除く教育委員会所管分の予算は、

178億332万5千円で、前年度に比べ7億3,258万8千円の減額となっております。

それでは、教育委員会所管分について、費目に沿って、ご説明いたします。

1項の教育総務費でございますが、1目 委員会費につきましては、教育委員の報酬並びに事務費を計上しております。

次に、2目 事務局費の1 人件費につきましては、職員給与等を計上しております。

次に、2 会計年度任用職員人件費につきましては、会計年度任用職員の報酬等を計上しております。

3 事務局総務費（教育総務課）につきましては、法律顧問報酬及び消耗品等の事務費に係る経費を計上しております。

4 事務局総務費（学校教育課）につきましては、事務費並びにこうぎき小学校に通学する旧木佐上小学校区、旧大志生木小学校区の児童及び野津原小学校に通学する旧野津原東部小学校区、旧野津原中部小学校区、旧野津原西部小学校区の児童に対する通学支援に係るスクールバス運行业務委託料等を計上しております。

次に、5 事務局総務費（学校施設課）につきましては、建物災害保険料や学校などのごみ収集の委託料等に係る経費を計上しております。

6 事務局総務費（体育保健課）につきましては、教育委員会や学校、保護者等間の連絡等を行う学校連絡システムの運用に係る経費を計上しております。

7 奨学助成事業につきましては、貸与型奨学資金及び給付型奨学資金等に係る経費を計上しております。

令和6年度につきましては、既存の貸与型奨学資金の未収金徴収業務の外部委託に係る経費を計上するとともに、返還免除型奨学資金の創設に伴い、選考費用や入学一時金等に係る経費を計上しております。

次に、8 労働安全衛生事業（学校教育課）につきましては、教職員の健康診断や産業医報酬等の労働安全衛生に係る経費を計上しております。

3目 教育指導費の1 教育指導一般事業（学校教育課）につきましては、学校運営協議会委員報酬や事務費等に係る経費を計上しております。

次に、2 教育指導一般事業（人権・同和教育課）につきましては、市内全戸に配布する啓発資料「みんなのねがい」や小中学校新入生の保護者に配布する啓発資料「じんけん」の印刷製本費等を計上しております。

3 特別支援等教育活動サポート事業につきましては、学習や生活

指導上、特に配慮が必要な児童生徒が在籍する学校に補助教員を配置する経費等を計上しておりますが、令和6年度につきましては、補助教員を3名増員し、計143名で計上しており、個に応じたきめ細かな教育を実現したいと考えております。

4 スクールサポートスタッフ配置事業につきましては、学習プリント等の印刷などを教員に代わって行うサポートスタッフを配置し、教員の負担軽減を図るもので、市立小中学校及び義務教育学校に計82名配置することとしております。

5 大分っ子学習力向上推進事業につきましては、大分っ子非常勤講師25名の報酬等を計上しておりますが、小学校20校に1名ずつ配置し、少人数指導や習熟度別指導、放課後の補充学習等により、きめ細かな指導を行うとともに、複式学級がある小規模校4校に5名を配置し、複式の授業を解消するために、学年別の指導や課題別の指導を行っているところであり、引き続き、児童一人一人の学力の定着・向上に努めてまいりたいと考えております。

6 大分っ子基礎学力アップ推進事業につきましては、基礎学力向上のための指導の充実を図るもので、大分市標準学力調査等に係る経費を計上しております。

次に、7 外国語指導助手招聘事業につきましては、大分市立小中学校における外国語教育の充実及び幼稚園等における国際理解教育の推進を図るため、外国語指導助手、いわゆるALTを小中学校や幼稚園等に派遣するもので、令和6年度につきましては、JETプログラムのALT23名、民間派遣業者のALT8名の計31名配置することとしております。

8 日本語指導等支援事業につきましては、日本語指導が必要な外国人児童生徒等に日本語指導を行う民間の講師や通訳を派遣するための謝礼金を計上するとともに、来日直後等の児童生徒等に対し、集中的な指導や支援を行うことのできる「日本語指導専任指導員」の配置等に係る経費を計上しております。令和6年度につきましては、「日本語指導専任指導員」を1名増員し、3名を配置することとしており

ます。

9 大分市小中一貫教育推進事業につきましては、義務教育学校の碩田学園及び小中一貫教育校の賀来小中学校、神崎小中学校並びに小中一貫教育実践発表校等における公開研究発表会等を通じた研究成果の還元に係る経費などを計上しております。

10 生徒指導関係事業につきましては、生徒指導上の諸課題の解決に向けた研修に係る経費、学校に対する保護者などからの相談・苦情に対して専門的見地から問題解決を図る「学校問題解決支援チーム」に係る経費や児童生徒や学級の状況を客観的に把握し指導に活用することができるhyper-QU検査の実施に係る経費等を計上しており、令和6年度につきましては、学校には登校できるが教室には行けない児童生徒への学習支援及び保護者、学級担任等との連絡調整等を行う支援員となる「スクールライフサポーター」を1名増員し、学校生活への適応を図っていくことのできる居場所を確保するとともに、教室復帰や社会的自立に向け、個々の状況に応じた適切な支援を行うこととしております。

次に、11 学校図書館活性化事業につきましては、学校図書館業務を支援する学校図書館支援員61名の報酬費などを計上しております。

12 生き生き学習サポート事業につきましては、専門的な知識、技能等を有する地域の人材を学校教育支援員として登録する「学校教育支援バンク」や各学校の「人材バンク」からの外部講師の活用を支援するもので、講師への謝礼金などの経費を計上しております。

4目 教育センター費の1 人件費につきましては、教育センター職員及び任期付職員であるスクールソーシャルワーカーの職員給与等を計上しております。

次に、2 教育センター総務費につきましては、事務費及び施設の維持管理経費等を計上しております。

3 教育相談・特別支援教育推進事業につきましては、教育相談・特別支援教育に係る教職員の専門性や指導力を高めるための研修講師

への謝礼金、学校における生徒指導上の課題の解決に向けて配置しているスクールソーシャルワーカー及び特別支援学級担任等の専門性の向上や校内支援体制の充実等を図る特別支援教育アドバイザーの報酬や日常的に医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校に看護師を派遣する経費等を計上しております。

次に、4 教職員指導力向上推進事業につきましては、教職員に対する研修の講師への謝礼金や招聘旅費等に係る経費の計上でございます。

5 教育の情報化推進事業につきましては、教育の情報化の推進を図るための児童生徒の教育用コンピュータ機器等の借上料、教職員の校務用ネットワークの運用・管理に係る経費やG I G Aスクール構想に基づく一人1台端末の配備に伴う関係経費等を計上しております。

5目 教育施設整備費 の1 賀来小中学校施設整備事業につきましては、賀来小学校及び賀来中学校の一体的な整備に係る経費を計上するものでございます。令和6年度につきましては、既存中学校の敷地内において整備する新校舎の建設等に係る設計を行うとともに、仮設校舎借上げや中学校南校舎の解体設計等に係る経費を計上しております。

2 屋内運動場・特別教室等空調設備整備事業につきましては、屋内運動場・特別教室等における空調設備整備に係る経費を計上するものでございます。令和6年度については、屋内運動場の空調設備整備に向けた事業者選定に係る経費を計上しております。

2項の小学校費でございますが、1目 学校管理費の1 人件費につきましては、小学校に所属する学校主事、給食調理員の職員給与等の計上でございます。

2 小学校運営事業（学校教育課）につきましては、小学校の図書購入費等の計上でございます。

3 小学校運営事業（学校施設課）につきましては、学校運営に必要な経費として教材や、机・椅子、理科教育用設備備品の購入費等を計上しております。

4 小学校保健事業につきましては、学校医及び学校薬剤師の報酬に係る経費等を計上しております。

次に、小学校施設管理事業（学校施設課）につきましては、小学校における光熱水費、校舎警備や浄化槽等の保守点検に係る委託料、校舎等の営繕工事費、児童数の増加による教室不足を解消するために設置した一時使用教室の借上等に係る経費を計上しております。

6 小学校施設整備保全事業（学校施設課）につきましては、「大分市教育施設整備保全計画」に基づく、長寿命化改修に向けた設計業務委託等に係る経費を計上しております。令和6年度につきましては、荏隈小学校及び別保小学校体育館の長寿命化改修設計や外壁・屋上防水改修工事等の施設整備に係る経費を計上しております。なお、長寿命化改修工事やトイレ改修工事に係る経費については、国の補正予算に伴い、令和5年度3月補正に前倒して計上しています。

2目 教育振興費の1 学校活動補助事業につきましては、日本スポーツ振興センターに対する負担金を計上しております。

次に、2 教材等購入事業につきましては、教師用の教科書及び指導書等の購入費を計上しております。

3及び4の就学援助事業につきましては、経済的理由で就学困難な児童の保護者に対する学用品費や、医療費等を支給する援助費等を計上しております。

3目 学校建設費の1 明治小学校施設整備事業につきましては、新校舎建設に係る設計を行うとともに既存校舎の耐力度調査に係る経費を計上しております。

3項中学校費でございますが、1目学校管理費の1 人件費につきましては、中学校に所属する学校主事の職員給与等の計上でございます。

2 中学校運営事業（学校教育課）につきましては、中学校の図書購入費、中学校文化部各種コンクール派遣事業費補助金等を計上しております。

3 中学校運営事業（学校施設課）につきましては、学校運営に必

要な経費として教材や、机・椅子、理科教育用設備備品の購入費等を計上しております。

4 中学校保健事業につきましては、学校医及び学校薬剤師の報酬等に係る経費を計上しております。

次に、5 中学校施設管理事業（学校施設課）につきましては、中学校における光熱水費、校舎警備や浄化槽等の保守点検に係る委託料、校舎等の営繕工事費、体育館へのLED照明の整備費、生徒数の増加による教室不足を解消するために設置した一時使用教室の借上等を計上しております。

6 中学校施設整備保全事業（学校施設課）につきましては、「大分市教育施設整備保全計画」に基づく、長寿命化改修の設計等に係る経費を計上しております。令和6年度につきましては、城南中学校校舎及びプールの長寿命化改修及び外壁・屋上防水改修工事等の施設整備に係る経費を計上しております。なお、トイレ改修工事やエレベーター設置工事に係る経費については、国の補正予算に伴い、令和5年度3月補正に前倒して計上しております。

2目 教育振興費の1 学校活動補助事業につきましては、日本スポーツ振興センターに対する負担金を計上しております。

次に、2 教材等購入事業につきましては、教師用の教科書及び指導書等の購入費を計上しております。

3 部活動指導員活用事業につきましては、学校職員として部活動の指導及び引率等を行うことができる部活動指導員の配置に係る人件費等を計上しております。

4及び5の就学援助事業につきましては、小学校費と同じく、経済的理由で就学困難な生徒の保護者に対する学用品費や医療費等を支給する援助費等を計上しております。

4項の幼稚園費でございますが、1目 幼稚園費の2 人件費（教育総務課）及び、3 会計年度任用職員人件費（教育委員会）につきましては、幼稚園職員の給与等の計上でございます。

5 幼稚園保健事業（体育保健課）につきましては、幼稚園医に対

する報酬等に係る経費を計上しております。

5 項の社会教育費でございますが、1 目 社会教育総務費の1 人件費及び2 会計年度任用職員人件費（教育委員会）のほか、3 社会教育総務費につきましては、社会教育委員報酬、「人権フェスティバル」などの経費、社会教育関係団体への運営費補助、「おおいたナイトスクール事業」に係る経費等を計上しております。

次に、4 20歳（はたち）のつどい事業につきましては、会場の設営委託料等を計上しております。

5 地域子ども教育支援事業につきましては、子どもたちの社会性を育むため、地域の団体等が放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して子どもに様々な体験活動や学習の機会を定期的かつ継続的に提供する「おおいたふれあい学びの広場推進事業」や地域学校協働活動を推進する「地域コーディネーター」設置等に係る経費を計上しております。

6 家庭教育支援推進事業につきましては、就学時健診での子育て講演会、全中学校及び義務教育学校対象の思春期講演会等の経費を計上しております。

7 集会所管理運営事業につきましては、市内に4か所あります教育集会所の管理運営に係る経費を計上しております。

次に、8 陶芸楽習館管理運営事業につきましては、河原内陶芸楽習館の維持管理及び教室・講座の開催に係る経費等を計上しております。令和6年度につきましては、イベントを見直すための経費や、新たに施設紹介のリーフレットを作成するための経費等を計上しております。

9 情報教育運営事業につきましては、スマートフォンの活用講座や情報モラル講習会等を、市民行政センター等をはじめとする、市民の利便性に配慮した施設において実施する経費等を計上しております。

10 のつはる西部の楽校管理運営事業につきましては、「大分市ふれあい交流宿舎のつはる西部の楽校」の管理運営に係る経費を計上

しております。

次に、2目 文化財保護費の1 人件費のほか、497ページの2文化財保護一般事業につきましては、文化財保護審議会や高崎山管理委員会などに係る経費、海部古墳資料館などの文化財課所管の施設の維持管理や、市指定文化財の保存、保護に係る経費のほか、県指定史跡「小牧山古墳群」基盤整備事業、後藤家住宅保存修理事業や伝統芸能伝承師認定事業等に係る経費を計上しております。

3 大友氏遺跡保存整備事業につきましては、国指定史跡大友氏遺跡の適切な保存を図るとともに、歴史公園として段階的に整備し公開・活用を行うもので、令和6年度につきましては、発掘調査、大友氏遺跡整備基本計画の作成や史跡指定した土地の公有化等を実施することとしております。

次に、4 大友氏遺跡情報発信事業につきましては、大友氏遺跡や大友氏に関する情報発信等に係る経費を計上しております。

5 南蛮BVNGO交流館管理運営事業につきましては、交流館の管理運営に係る経費を計上しております。

次に、501ページの6 市内重要遺跡確認調査事業につきましては、中世大友府内町跡の確認調査等に係る経費を計上しております。

7 埋蔵文化財発掘調査受託事業につきましては、民間の宅地開発等に伴う発掘調査及び整理作業等を開発者から受託して行うための経費を計上しております。

8 地域文化資源保存活用推進事業につきましては、文化資源を次世代に継承し、観光・地域活性化・教育分野で活用するもので、令和6年度につきましては、DX（デジタルトランスフォーメーション）による地域文化資源の継承及び活用推進事業では、大型の絵画資料の高精細画像による撮影、また、おおいた地域伝統文化応援事業では、地域の伝統文化を通じ、地域の活性化に資する事業に対する助成金等の経費を計上しております。

9 史跡地等公有化事業につきましては、国指定史跡「里官衙遺跡」を適切に保護・保存するもので、令和6年度につきましては、土

地購入に係る経費を計上しております。

10 文化財保存活用地域計画策定事業につきましては、文化財保護法で定められた、文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン兼アクションプランである「文化財保存活用地域計画」を策定することにより、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用を図るもので、令和6年度につきましては、計画策定のためのワークショップ支援業務に係る経費を計上しております。

次に、3目 エスペランサ・コレジオ費の1 人件費のほか、2 管理運営事業につきましては、講師に対する謝礼金に係る経費等を計上しております。

次に、4目 公民館費のうち、5 地区公民館施設整備事業につきましては、植田公民館の改修工事等に係る経費を計上しております。

次に、5目 青少年費の1 青少年育成事業につきましては、補導員に対する報償費、青少年健全育成協議会に対する補助金に係る経費等を計上しております。

次に、6目 少年自然の家費の1 人件費のほか、2 少年自然の家管理運営事業につきましては、主催事業の開催に係る経費や施設の維持管理費、小学生ののつはる少年自然の家での集団宿泊体験活動に伴うバス借上料等を計上しております。

3 少年自然の家施設整備事業につきましては、建物及び設備の改修等に係る経費を計上しております。

4 集団宿泊体験事業につきましては、中学生の集団宿泊体験活動に伴うバス借上料を計上しております。

次に、7目 歴史資料館費の1 人件費のほか、2 歴史資料館管理運営事業につきましては、歴史資料館の管理運営や、埋蔵文化財保存活用センター、隣接する史跡公園などの維持管理等に係る経費を計上しております。

次に、3 資料購入事業につきましては、歴史資料館の資料充実を図るために、郷土大分の歴史や文化の理解に重要と思われる貴重な史料などの収集等に係る経費を計上しております。

4 企画展事業につきましては、テーマ展及び各種講座の開催に係る経費等を計上しております。

次に、8目 市民図書館費の1 人件費のほか、513ページの2 市民図書館管理運営事業につきましては、地区公民館図書室等との図書配送業務委託料、窓口業務委託料、図書館ネットワークシステム機器リース料、図書購入に係る経費等を計上しております。

次に、9目 美術館費の1 人件費のほか、515ページの2 美術館管理運営事業につきましては、美術館維持管理等委託料など施設の維持管理経費等を計上しております。

3 美術品等管理事業につきましては、所蔵美術品の修繕費、美術品管理に係る委託料等を計上しております。

4 広報活動事業につきましては、年間リーフレット印刷製本費等、美術館利用促進のための広報に係る経費を計上しております。

5 教育普及事業につきましては、子ども講座の開催等に係る経費を計上しております。

6 展覧会事業につきましては、特別展の開催に係る展覧会搬送業務等委託料及び開催負担金等を計上しております。

7 ミュージアムショップ運営事業につきましては、ミュージアムショップの運営に係る委託料を計上しております。

8 美術品等購入事業につきましては、収集方針に沿った絵画等の美術品の購入に係る経費を計上しております。

次に、10目 アートプラザ費の1 アートプラザ管理運営事業につきましては、指定管理業務委託料等に係る経費の計上でございます。

2 新たな知の拠点整備事業につきましては、アートプラザの長寿命化改修に向け、外壁、防水調査及び受電設備改修業務委託料等を計上しております。

次に、11目 海星館費の1 海星館管理運営事業につきましては、指定管理業務委託料等に係る経費の計上でございます。

6項の保健体育費でございますが、1目 保健体育総務費の1 人

件費のほか、2 会計年度任用職員人件費、3 保健体育総務費につきましては、人件費及び事務費等を計上しております。

4 学校体育振興事業につきましては、児童生徒の体力向上を図るため、体力向上推進事業の経費を計上するほか、中学校の運動部活動の実施体制の充実を図るための外部指導者に対する謝礼金、中学校体育大会に派遣する生徒に対する補助金や民間プール等を活用した水泳授業の実施等に係る経費を計上しております。

令和6年度につきましては、部活動地域移行の検討を引き続き継続するとともに、民間プールを活用した水泳授業の実施校を拡充することとしております。

次に、2目 学校保健費の1及び2の学校保健事業につきましては、児童生徒の学校保健会補助金や、学校の飲料水やプールの水質を検査する手数料等を計上しております。

3 歯と口の健康づくり事業につきましては、フッ化物洗口に係る消耗品費等を計上しており、「歯みがき指導」「食に関する指導」「フッ化物洗口」を実施することにより、学校における歯と口の健康づくりを推進するものでございます。

4 学童健康診断事業につきましては、幼小中学校の児童生徒等に対する腎臓検診など各種健康診断の委託料等を計上しております。

令和6年度につきましては、胃がんや胃炎等の原因の一つであるピロリ菌の検査を、小学校5年生の希望者を対象に行い、除菌治療までの継続的なフォローアップやがん教育を実施することにより、将来の胃がんや胃炎等のリスク軽減を図るとともに、がん予防意識を高める取組を新たに始めることとしております。関係する経費としましては、血液検査の項目にピロリ菌検査を追加する1次検査とその結果を踏まえて実施する2次検査に係る経費を計上しております。

次に、3目 学校給食共同調理場費の1 人件費のほか、2 東部共同調理場管理運営事業及び3 西部共同調理場管理運営事業につきましては、給食配送業務委託及び調理等業務委託、施設維持管理経費等を計上しております。

次に、4目 学校給食費の1 学校給食管理事業（学校施設課）につきましては、小学校給食調理場の維持管理等に係る経費を計上しております。

2 学校給食管理事業（体育保健課）につきましては、小学校給食調理場の維持管理経費や小学校給食調理場調理等業務委託等に係る経費を計上しております。

3 学校給食指導事業につきましては、学校給食食物アレルギーへの対応や衛生管理に関する指導、食育推進事業等に係る経費等を計上しております。

4 学校給食費徴収管理事業につきましては、学校給食費の徴収・管理業務等に係る経費を計上しております。なお、令和6年度の学校給食賄材料費については、物価高騰が続く中、栄養バランスや量を保った学校給食を提供できるよう、1食当たり、小学生は前年度比13円増の298円、中学生は前年度比14円増の309円とし、予算を計上しております。

また、学校給食費の1食当たりの徴収額について、小学生は臨時交付金を活用した上で現状から20円の増額の285円を徴収し、中学生は引き続き全額無償化の対象とすることとしております。

最後に、債務負担行為でございます。

ただ今、ご説明いたしました令和6年度当初から進める事務事業のうち、令和6年度以降に支払を約束することとなるものについては、その予算額を確保しておく必要があります。

こうしたことから、表にある項目につきまして、それぞれ記載の額、期間を限度として、令和6年度当初予算に債務負担行為として設定するものでございます。

「通学支援事業（旧大志生木小学校）」につきましては、こうぎき小学校に統合した旧大志生木小の児童に対する通学支援に係るスクールバス運行业務委託等の更新について、令和6年度中に契約を締結する必要があるため、設定するものでございます。

次に、「学校徴収金納付書作製等業務委託料（令和7年度分）」に

つきましては、令和7年度当初に学校徴収金に係る納入通知書等を使用するため、令和6年度中に契約の上、作製する必要があることから、設定するものでございます。

次に、「未来自分創造資金（令和6年度採用分）」、「奨学資金貸付金（令和6年度貸付分）」及び「返還免除型奨学資金貸付金（令和7年度入学者分）」につきましては、奨学生が在籍する修学期間中に貸付又は給付の対応が必要となるため、設定するものでございます。

次に、「外国語指導助手派遣業務委託料（令和7年度分）」につきましては、令和7年度当初から各学校にALTを派遣するため、令和6年度中に契約し、準備する必要があることから、設定するものでございます。

次に、「賀来小中学校新校舎改築及び長寿命化改修設計業務委託料」につきましては、賀来小中学校の新校舎及び中学校北校舎の長寿命化改修に係る設計業務について、令和6年度中に契約を締結する必要があるため、設定するものでございます。

次に、「賀来小中学校一時使用教室棟借上料」につきましては、令和6年度から施設整備が完了する予定である令和10年度まで一時使用教室のリース契約を行う必要があるため、設定するものでございます。

次に、「小中学校等屋内運動場空調設備整備事業」につきましては、令和6年度中に契約を行い、令和7年度中に空調設備整備、令和8年度以降の空調設備の維持管理を行う必要があることから、設定するものでございます。

次に、「丹生小学校一時使用教室棟借上料」及び「小佐井小学校一時使用教室棟借上料」につきましては、児童数の増加等に伴う教室不足に対応するための一時使用教室のリース契約を5年間行う必要があるため、設定するものでございます。

次に、「明治小学校新校舎改築設計業務委託料」につきましては、明治小学校の新校舎建設に係る設計業務について、令和6年度中に契約を締結する必要があるため、設定するものでございます。

次に、「城南中学校校舎等長寿命化改修工事監理業務委託料」及び「城南中学校校舎等長寿命化改修工事請負費」につきましては、令和7年度の施設整備完了に向けて、令和6年度中に工事監理及び工事請負に係る契約を締結する必要があるため、設定するものでございます。

次に、「西部共同調理場配送等業務委託料」につきましては、令和7年4月から5年間、西部共同調理場で調理した学校給食の配送委託契約を締結する必要があるため、設定するものでございます。

次に、「西部共同調理場調理等業務委託料」につきましては、令和7年8月から3年間、西部共同調理場の調理委託契約を締結する必要があるため、設定するものでございます。

次に、「小学校給食調理場調理等業務委託料」につきましては、令和6年8月から3年間、小学校13校の給食調理委託契約を締結する必要があるため、設定するものでございます。

次に、「学校給食費納入通知書作製等業務委託料（令和7年度分）」につきましては、令和7年度当初に学校給食費に係る納入通知書等を使用するため、令和6年度中に契約のうえ、作製する必要があることから、設定するものでございます。

次に、「学校給食用食材購入費（令和7年度分）」につきましては、令和7年度1学期開始時から学校給食を提供する上で、令和6年度中に食材等の契約・発注を行う必要があることから、設定するものでございます。

次に、「植田公民館改修工事請負費」につきましては、長寿命化改修工事が令和6年度から2年間を要するため、設定するものでございます。

次に、「市民図書館及びコンパルホール分館窓口業務委託料」につきましては、令和7年4月から3年間の委託契約を締結するため、令和6年度中に契約を締結する必要があることから、設定するものでございます。

次に、「市民図書館図書購入費」につきましては、令和7年度の図

書購入に向けて、令和6年度中に契約を締結する必要があるため、設定するものでございます。

次に、「市民図書館予約図書等配送業務委託料」につきましては、年度の継ぎ目なく良好な図書配送サービスを行うため、令和6年度中に契約を締結する必要があることから、設定するものでございます。

次に、「NAS借上料」につきましては、文化財課所管の複数端末から接続可能なネットワークハードディスクを借上げるもので、令和6年度9月から5年間のリース契約を締結する必要があるため設定するものでございます。

次に、「大友氏館跡基本設計策定業務委託料」につきましては、大友氏館跡の復元と歴史公園の整備をするための基本設計を、令和6年度から2年間で策定する必要があるため、設定するものでございます。

次に、「教育用端末等リース料（令和6年度調達分）」につきましては、教育用端末等の更新に当たり、令和7年度からの運用に向けて、令和6年度中にリース契約を締結する必要があるため、設定するものでございます。

次に、「教育用機器等メンテナンスリース料（令和6年度調達分）」につきましては、拡大提示装置など、教育用機器等の更新に当たり、令和7年度からの運用に向けて、令和6年度中にメンテナンスリース契約を締結する必要があるため、設定するものでございます。

次に、「ICT支援員派遣業務委託料」につきましては、学校にICT支援員を継続的に派遣し、教員のICT活用指導力の向上を図るに当たり、令和7年度から3年間の契約を締結する必要があるため、設定するものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和6年第1回市議会定例会で審議・決定をいたさうとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

委員 前年度に比べて8億円以上の減額と伺いましたが、その要因を教えてくださいいただけますでしょうか。

教育総務課長 令和5年度は、金池小学校の一部解体事業、海星館の整備事業、大在東小学校の開校に向けた整備事業がございました。その分の減額が主な要因でございます。

委員 中学生の給食費の無償化については、トータルでいくらかかったのでしょうか。

体育保健課長 賄材料費の中学生分の内訳のうち、7億5,700万円となっております。

委員 予算案は大変重要なのですが、説明にかなりの時間を要しているの  
で、変更点やサマリーのみにしてコンパクトにしてはいかがでしょうか。  
次年度にご検討いただければと思います。

教育長 他にご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第7号は原案のとおり決定すること  
にご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 ここで休憩にいたします。

教育長 それでは会議を再開いたします。

教議第8号「大分市奨学資金に関する条例の一部改正について」を  
議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校教育課長 教議第8号「大分市奨学資金に関する条例の一部改正について」ご  
説明申し上げます。

本案は、進学を志す学生の経済的な負担軽減と、卒業後に大分市で  
活躍する人材の育成・確保を目的とした「返還免除型奨学資金」を創  
設いたしたく、大分市奨学資金に関する条例の一部を改正しようとする  
ものでございます。

新制度の概要でございますが、大学等を卒業後、一定期間継続して

市内に居住または市内の事業所等に就業することで、貸与した奨学資金の返還を免除するものでございます。

なお、既存の高校生又は大学生を対象とする貸与型奨学資金につきましては、令和6年度の募集をもって廃止いたしたいと考えております。

以上のことにつきましては、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和6年第1回市議会定例会での審議・決定を経て、新制度の創設につきましては令和6年4月1日から、貸与型奨学資金の廃止につきましては令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教議第9号「公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について」を議題といたしますが、教議第9号から教議第15号につきましては、相互に関連がありますことから、審議を一括して行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

全委員

(了承)

教育長

それでは、事務局、説明をお願いします。

副館長兼

美術振興課長

教議第9号から教議第15号「公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について」一括してご説明申し上げます。

「1 大分都市広域圏とは」についてでございますが、大分市を中心市とした7市1町において平成28年3月に形成しており、圏域全体の生活関連サービスの向上を目指す取組として公共施設の相互利用

促進を掲げています。これまでの具体的な取組としては、平成31年4月から圏域内の体育・文化施設の相互利用や公共施設案内・予約システムの共同利用を実施してきたところでございます。

次に「2 コモンスペース及び実技室の相互利用について」でございしますが、令和6年4月1日から供用開始される大分市荷揚複合公共施設内のコモンスペース及び実技室を、圏域での利用可能施設に追加することでその利用者を増やし、有効活用を図りたいと考えております。

これらの事項をふまえ、地方自治法第244条の3第2項に基づく協議について議会の議決を求めるものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和6年第1回市議会定例会にて、審議・決定をいただき、協定書の締結を経て、令和6年4月1日からコモンスペース及び実技室の相互利用を開始したいと考えております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第9号から教議第15号までの7議案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、教議第9号から教議第15号までの7議案は原案のとおり決定されました。

教育総務課長

それでは、議案書を回収させていただきます。

教育長

それでは、教議第16号「令和5年度未来自分創造資金奨学生の決定について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長

教議第16号は、個人情報保護に関する案件でありますことから、審議に入る前に、説明者以外の事務局職員を退室させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

また、議案書をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。



願ひ申し上げます。

なお、本日の会議終了後は、連絡事項等がございますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

全委員

(了承)

教育長

他に何かございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後4時55分 閉会)